

東かがわ市告示第 66 号

東かがわ市地域密着型サービス事業者の指定に係る制限に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域密着型サービス事業者の指定に係る制限に関する要綱の一部を改正する告示

東かがわ市地域密着型サービス事業者の指定に係る制限に関する要綱（平成18年東かがわ市告示第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象事業) 第 2 条 略 (1)～(6) 略 (7) <u>地域密着型通所介護</u> (8) <u>認知症対応型通所介護</u> (9) <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> (制限の内容) 第 3 条 略 (1) 前条第 1 号、第 2 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号に掲げるサービスを行う事業者 <u>他の市町村に居住する利用者の利用をさせないこと。ただし、前条第 1 号、第 2 号及び第 9 号に掲げるサービスを提供する事業者が存在しない市町村に居住する利用者を除くものとし、その割合については登録定員のおおむね 2 割以内とする。</u> (2) 略	(対象事業) 第 2 条 対象となる地域密着型サービスは、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (制限の内容) 第 3 条 市長は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 8 項の規定に基づき、地域密着型サービス事業者指定に当たっては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める条件を付すものとする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、これらの条件を付さないことができる。 (1) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げるサービスを行う事業者 <u>当該事業者が所在する生活圏域以外に居住する利用者の利用をさせないこと。ただし、前条第 1 号及び第 2 号に掲げるサービスを提供する事業者が存在しない生活圏域に居住する利用者を除くものとする。</u> (2) 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。